

原安防発 第11号
2023年7月14日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社
原子力事業本部
原子力安全・技術部門統括
伊 阪 啓

高浜発電所原子力事業者防災業務計画の
特定重大事故等対処施設の運用開始に伴う施行について

高浜発電所原子力事業者防災業務計画（2022年6月24日届出）の第3節 附則の1および3について、2023年7月14日より施行しますのでご連絡いたします。

以 上

添付資料

1. 高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表（抜粋）

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
<p data-bbox="367 504 786 592">高浜発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="472 1046 707 1129"><u>2021年8月</u> 関西電力株式会社</p>	<p data-bbox="1227 504 1646 592">高浜発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1332 1046 1568 1129"><u>2022年6月</u> 関西電力株式会社</p>	

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
<p style="text-align: center;">第5章 その他</p> <p style="text-align: center;">第1節 福井県内の他原子力事業者への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-1-3 1に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>(2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力</p> <p>(3) 上記(1)および(2)による協力を円滑に進めるための別図5-1-1 9に定める発電所支援会議の設置</p> <p style="text-align: center;">第2節 福井県外の原子力事業者等への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-2-3 2に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p style="text-align: center;">第3節 附則</p> <p>1. 本計画のうち、1, 2号機の〔特重発電機〕および〔特重フィルタベント〕に係る事項については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日から適用する。</p> <p>2. 本計画のうち、1, 2号機の蓄電池（3系統目）に係る事項については、蓄電池（3系統目）の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">30</p>	<p style="text-align: center;">第5章 その他</p> <p style="text-align: center;">第1節 福井県内の他原子力事業者への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-1-3 1に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>(2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力</p> <p>(3) 上記(1)および(2)による協力を円滑に進めるための別図5-1-1 9に定める発電所支援会議の設置</p> <p style="text-align: center;">第2節 福井県外の原子力事業者等への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-2-3 2に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p style="text-align: center;">第3節 附則</p> <p>1. 本計画のうち、1, 2号機の〔特重発電機〕、〔特重フィルタベント〕および特重施設に係る事項については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日から適用する。</p> <p>2. 本計画のうち、発電所原子力防災組織の職務に係る事項については、組織改正に係る保安規定施行日から適用することとし、それまでの間は以下のとおり読み替える。</p> <p style="padding-left: 20px;">第3章第2節4. 消火活動のうち、「発電所対策本部発電班長および保修班長」は、「発電所対策本部総務班長、発電班長および保修班長」と読み替える。</p> <p style="padding-left: 20px;">第3章第2節6. 二次災害防止に関する措置のうち、「発電所対策本部保修班長」は、「発電所対策本部総務班長」と読み替える。</p> <p style="text-align: center;">30</p>	<p style="text-align: center;">附則の修正（以下、同じ）</p>

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
<p style="text-align: center;">新規追加</p>	<p style="text-align: center;">3. 本計画のうち、1, 2号機の蓄電池（3系統目）に係る事項については、蓄電池（3系統目）の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">附則の修正</p>

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由																																																																																								
<p style="text-align: center;">別表2-1-1 原子力防災要員の職務と配置</p> <table border="1" data-bbox="264 344 902 1181"> <thead> <tr> <th>職 務</th> <th>配 置</th> <th>要 員</th> <th>要 員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合においては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整</td> <td>発電所内</td> <td>本部附 情報班員</td> <td>9名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力</td> <td>発電所内または 原子力防災センター</td> <td>副本部長 安全管理班員 発電班員</td> <td>7名以上</td> </tr> <tr> <td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報</td> <td>発電所内または原子力 防災センター</td> <td>本部附 広報班員</td> <td>7名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握</td> <td>発電所内または 原子力防災センター</td> <td>副本部長 本部附 放射線管理班員 発電班員 安全管理班員</td> <td>20名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施</td> <td>発電所内</td> <td>発電班員</td> <td>89名*以上</td> </tr> <tr> <td>防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧</td> <td>発電所内</td> <td>保修班員 放射線管理班員</td> <td>36名*以上</td> </tr> <tr> <td>放射性物質による汚染の除去</td> <td>発電所内または 原子力防災センター</td> <td>保修班員 放射線管理班員</td> <td>17名以上</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施</td> <td>発電所内</td> <td>本部附 総務班員 保修班員</td> <td>16名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送</td> <td>発電所内</td> <td>本部附 総務班員</td> <td>10名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内の整備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導</td> <td>発電所内</td> <td>本部附 総務班員 安全管理班員 保修班員</td> <td>10名以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注）*：別途定めるところにより活動を行う緊急安全対策要員等を含む</p>	職 務	配 置	要 員	要 員 数	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合においては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部附 情報班員	9名以上	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 安全管理班員 発電班員	7名以上	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力 防災センター	本部附 広報班員	7名以上	原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 本部附 放射線管理班員 発電班員 安全管理班員	20名以上	原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班員	89名*以上	防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保修班員 放射線管理班員	36名*以上	放射性物質による汚染の除去	発電所内または 原子力防災センター	保修班員 放射線管理班員	17名以上	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部附 総務班員 保修班員	16名以上	原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部附 総務班員	10名以上	原子力事業所内の整備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	本部附 総務班員 安全管理班員 保修班員	10名以上	<p style="text-align: center;">別表2-1-1 原子力防災要員の職務と配置</p> <table border="1" data-bbox="1126 344 1765 1181"> <thead> <tr> <th>職 務</th> <th>配 置</th> <th>要 員</th> <th>要 員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合においては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整</td> <td>発電所内</td> <td>本部附 情報班員</td> <td>9名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力</td> <td>発電所内または 原子力防災センター</td> <td>副本部長 安全管理班員 発電班員</td> <td>7名以上</td> </tr> <tr> <td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報</td> <td>発電所内または原子力 防災センター</td> <td>本部附 広報班員</td> <td>7名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握</td> <td>発電所内または 原子力防災センター</td> <td>副本部長 本部附 放射線管理班員 発電班員 安全管理班員</td> <td>20名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施</td> <td>発電所内</td> <td>発電班員</td> <td>89名*以上</td> </tr> <tr> <td>防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧</td> <td>発電所内</td> <td>保修班員 放射線管理班員</td> <td>36名*以上</td> </tr> <tr> <td>放射性物質による汚染の除去</td> <td>発電所内または 原子力防災センター</td> <td>保修班員 放射線管理班員</td> <td>17名以上</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施</td> <td>発電所内</td> <td>本部附 総務班員 保修班員</td> <td>16名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送</td> <td>発電所内</td> <td>本部附 総務班員</td> <td>10名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内の整備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導</td> <td>発電所内</td> <td>本部附 総務班員 安全管理班員 保修班員</td> <td>10名以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注）*：別途定めるところにより活動を行う緊急安全対策要員等を含む</p>	職 務	配 置	要 員	要 員 数	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合においては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部附 情報班員	9名以上	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 安全管理班員 発電班員	7名以上	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力 防災センター	本部附 広報班員	7名以上	原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 本部附 放射線管理班員 発電班員 安全管理班員	20名以上	原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班員	89名*以上	防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保修班員 放射線管理班員	36名*以上	放射性物質による汚染の除去	発電所内または 原子力防災センター	保修班員 放射線管理班員	17名以上	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部附 総務班員 保修班員	16名以上	原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部附 総務班員	10名以上	原子力事業所内の整備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	本部附 総務班員 安全管理班員 保修班員	10名以上	<p>変更なし</p>
職 務	配 置	要 員	要 員 数																																																																																							
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合においては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部附 情報班員	9名以上																																																																																							
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 安全管理班員 発電班員	7名以上																																																																																							
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力 防災センター	本部附 広報班員	7名以上																																																																																							
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 本部附 放射線管理班員 発電班員 安全管理班員	20名以上																																																																																							
原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班員	89名*以上																																																																																							
防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保修班員 放射線管理班員	36名*以上																																																																																							
放射性物質による汚染の除去	発電所内または 原子力防災センター	保修班員 放射線管理班員	17名以上																																																																																							
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部附 総務班員 保修班員	16名以上																																																																																							
原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部附 総務班員	10名以上																																																																																							
原子力事業所内の整備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	本部附 総務班員 安全管理班員 保修班員	10名以上																																																																																							
職 務	配 置	要 員	要 員 数																																																																																							
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合においては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部附 情報班員	9名以上																																																																																							
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 安全管理班員 発電班員	7名以上																																																																																							
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力 防災センター	本部附 広報班員	7名以上																																																																																							
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 本部附 放射線管理班員 発電班員 安全管理班員	20名以上																																																																																							
原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班員	89名*以上																																																																																							
防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保修班員 放射線管理班員	36名*以上																																																																																							
放射性物質による汚染の除去	発電所内または 原子力防災センター	保修班員 放射線管理班員	17名以上																																																																																							
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部附 総務班員 保修班員	16名以上																																																																																							
原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部附 総務班員	10名以上																																																																																							
原子力事業所内の整備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	本部附 総務班員 安全管理班員 保修班員	10名以上																																																																																							

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由																																												
<p>新規作成</p>	<p style="text-align: center;">別表 2-1-1 原子力防災要員の職務と配置*2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">職 務</th> <th style="width: 15%;">配 置</th> <th style="width: 25%;">要 員</th> <th style="width: 20%;">要 員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整</td> <td>発電所内</td> <td>本部附 情報班員</td> <td>9名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力</td> <td>発電所内または 原子力防災センター</td> <td>副本部長 安全管理班員 発電班員</td> <td>7名以上</td> </tr> <tr> <td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報</td> <td>発電所内または原子力 防災センター</td> <td>本部附 広報班員</td> <td>7名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握</td> <td>発電所内または 原子力防災センター</td> <td>副本部長 本部附 放射線管理班員 発電班員 安全管理班員</td> <td>20名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施</td> <td>発電所内</td> <td>発電班員</td> <td><u>92名</u>*1以上</td> </tr> <tr> <td>防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧</td> <td>発電所内</td> <td>保修班員 放射線管理班員</td> <td>36名以上</td> </tr> <tr> <td>放射性物質による汚染の除去</td> <td>発電所内または 原子力防災センター</td> <td>保修班員 放射線管理班員</td> <td>17名以上</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施</td> <td>発電所内</td> <td>本部附 総務班員 保修班員</td> <td>16名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送</td> <td>発電所内</td> <td>本部附 総務班員</td> <td>10名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導</td> <td>発電所内</td> <td>本部附 総務班員 安全管理班員 保修班員</td> <td>10名以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注) *1：別途定めるところにより活動を行う緊急安全対策要員等を含む *2：本表は1、2号機の特定重大事故等対処設備における工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日から適用する。</p>	職 務	配 置	要 員	要 員 数	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部附 情報班員	9名以上	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 安全管理班員 発電班員	7名以上	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力 防災センター	本部附 広報班員	7名以上	原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 本部附 放射線管理班員 発電班員 安全管理班員	20名以上	原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班員	<u>92名</u> *1以上	防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保修班員 放射線管理班員	36名以上	放射性物質による汚染の除去	発電所内または 原子力防災センター	保修班員 放射線管理班員	17名以上	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部附 総務班員 保修班員	16名以上	原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部附 総務班員	10名以上	原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	本部附 総務班員 安全管理班員 保修班員	10名以上	<p>原子力防災体制の充実</p> <p>適用時期の明確化</p>
職 務	配 置	要 員	要 員 数																																											
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部附 情報班員	9名以上																																											
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 安全管理班員 発電班員	7名以上																																											
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力 防災センター	本部附 広報班員	7名以上																																											
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 本部附 放射線管理班員 発電班員 安全管理班員	20名以上																																											
原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班員	<u>92名</u> *1以上																																											
防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保修班員 放射線管理班員	36名以上																																											
放射性物質による汚染の除去	発電所内または 原子力防災センター	保修班員 放射線管理班員	17名以上																																											
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部附 総務班員 保修班員	16名以上																																											
原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部附 総務班員	10名以上																																											
原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	本部附 総務班員 安全管理班員 保修班員	10名以上																																											

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行						修 正 案						理 由			
別表2-3-4 原子力防災資機材						別表2-3-4 原子力防災資機材									
分 類	原子力防災資機材現況届出書の内容	発電所該当名称	数 量	点検内容 ^{※1}	点検頻度	保管場所	分 類	原子力防災資機材現況届出書の内容	発電所該当名称	数 量	点検内容 ^{※1}	点検頻度	保管場所	理 由	
放射線障害 防護用具	汚染防護服	汚染防護服	400組	外観点検	1回/年	緊急時対策所 A中央新幹線室 B中央新幹線室 モニタリングカー その他発電所敷地内	放射線障害 防護用具	汚染防護服	汚染防護服	400組	外観点検	1回/年	緊急時対策所 A中央新幹線室 B中央新幹線室 モニタリングカー その他発電所敷地内		緊急時対策所 A中央新幹線室 B中央新幹線室 モニタリングカー その他発電所敷地内
	呼吸用ポンプ付一体型防護マスク	自給式呼吸器	89個	機能確認	1回/年	第二事務所5階会議室 A中央新幹線室 B中央新幹線室 モニタリングカー その他発電所敷地内		呼吸用ポンプ付一体型防護マスク	自給式呼吸器	89個	機能確認	1回/年	第二事務所5階会議室 A中央新幹線室 B中央新幹線室 モニタリングカー その他発電所敷地内	第二事務所5階会議室 A中央新幹線室 B中央新幹線室 モニタリングカー その他発電所敷地内	
	フィルター付防護マスク	ガス・ダスト両用マスク	400個	機能確認	1回/年	緊急時対策所 A中央新幹線室 B中央新幹線室 モニタリングカー その他発電所敷地内		フィルター付防護マスク	ガス・ダスト両用マスク	400個	機能確認	1回/年	緊急時対策所 A中央新幹線室 B中央新幹線室 モニタリングカー その他発電所敷地内		緊急時対策所 A中央新幹線室 B中央新幹線室 モニタリングカー その他発電所敷地内
非常用 通信機器	緊急時電話回線	NTT電話回線	1回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所	非常用 通信機器	緊急時電話回線	NTT電話回線	1回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所	緊急時対策所	
	ファクシミリ	ファクシミリ装置	1台	機能確認	2回/年	緊急時対策所		ファクシミリ	ファクシミリ装置	1台	機能確認	2回/年	緊急時対策所		緊急時対策所
	携帯電話等	携帯電話	7台	-	-	-		携帯電話等	携帯電話	7台	-	-	-	-	
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の 固定式測定器	排気筒モニタ ・格納容器排気筒モニタ ・補助建屋排気筒モニタ	1台/2コト 1台/2コト	機能確認	定期事業者 検査毎	1,2号機補助建屋 3,4号機補助建屋	計測器等	排気筒モニタリング設備その他の 固定式測定器	排気筒モニタ ・格納容器排気筒モニタ ・補助建屋排気筒モニタ	1台/2コト 1台/2コト	機能確認	定期事業者 検査毎	1,2号機補助建屋 3,4号機補助建屋	定期事業者 検査毎	1,2号機補助建屋 3,4号機補助建屋
		排水モニタ ・放水口モニタ	1台/2コト	機能確認	定期事業者 検査毎	1,2号機放水口 3,4号機放水口			排水モニタ ・放水口モニタ	1台/2コト	機能確認	定期事業者 検査毎	1,2号機放水口 3,4号機放水口		
	ガンマ線測定用サーベイメータ	高線量当量率サーベイメータ	1回/年	機能確認	1回/年	A中央新幹線室 B中央新幹線室	ガンマ線測定用サーベイメータ	高線量当量率サーベイメータ	2台	機能確認	1回/年	A中央新幹線室 B中央新幹線室	1回/年	A中央新幹線室 B中央新幹線室	モニタリングカー
		電離箱サーベイメータ	1台	機能確認	1回/年	モニタリングカー		電離箱サーベイメータ	1台	機能確認	1回/年	モニタリングカー	1回/年	モニタリングカー	
		Nα1シンチレーションサーベイメータ	1台	機能確認	1回/年	モニタリングカー		Nα1シンチレーションサーベイメータ	1台	機能確認	1回/年	モニタリングカー	1回/年	モニタリングカー	A中央新幹線室 B中央新幹線室
	中性子線測定用サーベイメータ	中性子線サーベイメータ	2台	機能確認	1回/年	A中央新幹線室 B中央新幹線室	中性子線測定用サーベイメータ	中性子線サーベイメータ	2台	機能確認	1回/年	1回/年	A中央新幹線室 B中央新幹線室		
	空間放射線算線量計	蛍光ガラス線量計（RPLD）または 電子線算線量計	4個	機能確認	1回/年	ホールボディカウンタ 室	空間放射線算線量計	蛍光ガラス線量計（RPLD）または 電子線算線量計	4個	機能確認	1回/年	1回/年	ホールボディカウンタ 室	第二事務所5階会議室	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	α線汚染サーベイメータ	1台	機能確認	1回/年	第二事務所5階会議室	表面汚染密度測定用サーベイメータ	α線汚染サーベイメータ	1台	機能確認	1回/年	1回/年	第二事務所5階会議室		
		β線汚染サーベイメータ	1台	機能確認	1回/年	緊急医療処置室		β線汚染サーベイメータ	1台	機能確認	1回/年	1回/年	緊急医療処置室	緊急時対策所 A中央新幹線室 B中央新幹線室 モニタリングカー	
	可搬式ダスト測定関連 機器	サン プ ラ 測定器	可搬式ダストサンブラ	4台	機能確認	1回/年	協力会社D種 モニタリングカー	可搬式ダスト測定関連 機器	サン プ ラ 測定器	可搬式ダストサンブラ	4台	機能確認	1回/年		1回/年
	可搬式の放射性ヨウ素 測定関連機器	サン プ ラ 測定器	可搬式ヨウ素サンブラ	2台	機能確認	1回/年	協力会社D種 モニタリングカー	可搬式の放射性ヨウ素 測定関連機器	サン プ ラ 測定器	可搬式ヨウ素サンブラ	2台	機能確認	1回/年	1回/年	協力会社D種 モニタリングカー
		個人用外部被ばく線量測定機器	個人被ばく線量測定器	230台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 その他発電所敷地内	個人用外部被ばく線量測定機器	個人被ばく線量測定器	230台	機能確認	1回/年	1回/年	緊急時対策所 その他発電所敷地内	緊急時対策所 その他発電所敷地内 1~4号機格納容器 検査毎 ^{※2}
	その他 資機材	エリアモニタリング設備	エリアモニタ ・格納容器内高レンジエリアモニタ ・使用済燃料ピット区域エリアモニタ	16台	機能確認	定期事業者 検査毎 ^{※2}	1~4号機格納容器 1~4号機使用済燃料ピット	エリアモニタリング設備	エリアモニタ ・格納容器内高レンジエリアモニタ ・使用済燃料ピット区域エリアモニタ	16台	機能確認	定期事業者 検査毎 ^{※2}	1回/年	1~4号機格納容器 1~4号機使用済燃料ピット	
			モニタリングカー	移動式EPR設備 車両	1台	機能確認	定期事業者 検査毎	モニタリングカー	移動式EPR設備 車両	1台	機能確認	定期事業者 検査毎	1回/年	モニタリングカー	
	ヨウ素剤	ヨウ素剤	ヨウ素剤	2,300錠	外観点検	1回/年	健康管理室 緊急時対策所 A中央新幹線室 B中央新幹線室 その他発電所敷地内	ヨウ素剤	ヨウ素剤	2,300錠	外観点検	1回/年	1回/年	健康管理室 緊急時対策所 A中央新幹線室 B中央新幹線室 その他発電所敷地内	防災資機材の充実
担架	担架	1台	外観点検	1回/年	健康管理室	担架	担架	1台	外観点検	1回/年	1回/年	健康管理室			
除染用具	除染キット	1式	外観点検	1回/年	緊急医療処置室	除染用具	除染キット	1式	外観点検	1回/年	1回/年	緊急医療処置室			
被ばく者の輸送のために使用可能な車両	救急患車輸送車	1台	機能確認	定期事業者 検査毎	第二事務所敷地内駐車場	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	救急患車輸送車	1台	機能確認	定期事業者 検査毎	1回/年	第二事務所敷地内駐車場			
屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	屋外消火栓 動力消防ポンプ設備	1式 1台	機能確認	消防法による	屋外 特高開閉所エリア	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	屋外消火栓 動力消防ポンプ設備	1式 1台	機能確認	消防法による	1回/年	屋外 特高開閉所エリア			

※1：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。
 ※2：使用済燃料ピット区域エリアモニタのうち可搬式については1回/年

※1：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。
 ※2：使用済燃料ピット区域エリアモニタのうち可搬式については1回/年

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由																																																																																																																																																																																																				
<p>新規作成</p>	<p style="text-align: center;">別表2-3-4 原子力防災資機材^{※3}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>原子力防災資機材見込届出書の名称</th> <th>発電所該当名称</th> <th>数 量</th> <th>点検内容^{※1}</th> <th>点検頻度</th> <th>点検年度</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線障害防護用具</td> <td>汚染防護服</td> <td>汚染防護服</td> <td>410組</td> <td>外観点検</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td>緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー その他発電所敷地内</td> </tr> <tr> <td>呼吸用ポンベ付一体型防護マスク</td> <td>自給式呼吸器</td> <td>92個</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td>第二事務所5階会議室 B中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー その他発電所敷地内</td> </tr> <tr> <td>フィルター付防護マスク</td> <td>ガス・ダスト両用マスク</td> <td>410個</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td>緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー その他発電所敷地内</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用通信機器</td> <td>緊急時電話回線</td> <td>NTT電話回線</td> <td>1回線</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td>ファクシミリ装置</td> <td>1台</td> <td>機能確認</td> <td>2回/年</td> <td></td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>携帯電話等</td> <td>携帯電話</td> <td>7台</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">計測器等</td> <td rowspan="2">排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器</td> <td>排気筒モニタ ・粉納容器排気筒モニタ ・補助燃焼排気筒モニタ</td> <td>1台/コント 1台/コント</td> <td>機能確認</td> <td>定期事業者 検査毎</td> <td></td> <td>1,2号機補助燃焼 3,4号機補助燃焼</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ ・放水口モニタ</td> <td>1台/コント</td> <td>機能確認</td> <td>定期事業者 検査毎</td> <td></td> <td>1,2号機放水口 3,4号機放水口</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>高線量当量率サーベイメータ</td> <td>2台</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td>A中央制御室 B中央制御室</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>1台</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td>モニタリングカー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中性子線測定用サーベイメータ</td> <td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td> <td>1台</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td>モニタリングカー</td> </tr> <tr> <td>中性子線サーベイメータ</td> <td>2台</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td>A中央制御室 B中央制御室</td> </tr> <tr> <td>空間放射線算線量計</td> <td>蛍光ガラス線量計 (RPLD) または 電子積算線量計</td> <td>4個</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td>ホールボロダイオード室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>α線汚染サーベイメータ</td> <td>1台</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td>第二事務所5階会議室</td> </tr> <tr> <td>β線汚染サーベイメータ</td> <td>1台</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式ガス測定関連機器</td> <td>サン プ ラ 可搬式ガスサンブラ</td> <td>4台</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td>協力会社口棟 モニタリングカー</td> </tr> <tr> <td>測 定 器 ゲルマニウム波高分析装置</td> <td>1台</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td>ホットカント室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td>サン プ ラ 可搬式ヨウ素サンブラ</td> <td>2台</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td>協力会社口棟 モニタリングカー</td> </tr> <tr> <td>測 定 器 ゲルマニウム波高分析装置</td> <td>1台</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td>ホットカント室</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他資機材</td> <td>個人用外部被ばく線量測定機器</td> <td>個人被ばく線量測定器</td> <td>230台</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td>緊急時対策所 その他発電所敷地内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">エリアモニタリング設備</td> <td>エリアモニタ ・格納容器内高レンジエリアモニタ ・使用済燃料ピット区域エリアモニタ</td> <td>16台</td> <td>機能確認</td> <td>定期事業者 検査毎^{※2}</td> <td></td> <td>1~4号機格納容器 1~4号機使用済燃料ピット</td> </tr> <tr> <td>モニタリングカー</td> <td>移動式トリアゲ設備 車両</td> <td>1台 1台</td> <td>機能確認</td> <td>定期事業者 検査毎</td> <td></td> <td>モニタリングカー 道路運送車両法による 客車所敷地内駐車場</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">ヨウ素剤</td> <td>ヨウ素剤</td> <td>ヨウ素剤</td> <td>2,500錠</td> <td>外観点検</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td>健康管理室 緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 その他発電所敷地内</td> </tr> <tr> <td>医薬</td> <td>医薬</td> <td>1台</td> <td>外観点検</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td>健康管理室</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td>除染キット</td> <td>1式</td> <td>外観点検</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送のために使用可能な車両</td> <td>緊急患者輸送車</td> <td>1台</td> <td>機能確認</td> <td>道路運送車両法による</td> <td></td> <td>客車所敷地内駐車場</td> </tr> <tr> <td>既外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td> <td>屋外消火栓 動力消防ポンプ設備</td> <td>1式 1台</td> <td>機能確認</td> <td>消防法による 機能確認</td> <td></td> <td>屋外 特高開閉所エリア</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。 ※2：使用済燃料ピット区域エリアモニタのうち可搬式については1回/年 ※3：本表は、2号機の特定重大事故等対策設備における工事の計画に係るすべての工事が完了した後の原子力事業者に関する使用設備を基に作成した。</p>	分 類	原子力防災資機材見込届出書の名称	発電所該当名称	数 量	点検内容 ^{※1}	点検頻度	点検年度	保管場所	放射線障害防護用具	汚染防護服	汚染防護服	410組	外観点検	1回/年		緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー その他発電所敷地内	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	自給式呼吸器	92個	機能確認	1回/年		第二事務所5階会議室 B中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー その他発電所敷地内	フィルター付防護マスク	ガス・ダスト両用マスク	410個	機能確認	1回/年		緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー その他発電所敷地内	非常用通信機器	緊急時電話回線	NTT電話回線	1回線	機能確認	1回/年		緊急時対策所	ファクシミリ	ファクシミリ装置	1台	機能確認	2回/年		緊急時対策所	携帯電話等	携帯電話	7台	-	-		-	計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒モニタ ・粉納容器排気筒モニタ ・補助燃焼排気筒モニタ	1台/コント 1台/コント	機能確認	定期事業者 検査毎		1,2号機補助燃焼 3,4号機補助燃焼	排水モニタ ・放水口モニタ	1台/コント	機能確認	定期事業者 検査毎		1,2号機放水口 3,4号機放水口	ガンマ線測定用サーベイメータ	高線量当量率サーベイメータ	2台	機能確認	1回/年		A中央制御室 B中央制御室	電離箱サーベイメータ	1台	機能確認	1回/年		モニタリングカー	中性子線測定用サーベイメータ	NaIシンチレーションサーベイメータ	1台	機能確認	1回/年		モニタリングカー	中性子線サーベイメータ	2台	機能確認	1回/年		A中央制御室 B中央制御室	空間放射線算線量計	蛍光ガラス線量計 (RPLD) または 電子積算線量計	4個	機能確認	1回/年		ホールボロダイオード室	表面汚染密度測定用サーベイメータ	α線汚染サーベイメータ	1台	機能確認	1回/年		第二事務所5階会議室	β線汚染サーベイメータ	1台	機能確認	1回/年		緊急時対策所	可搬式ガス測定関連機器	サン プ ラ 可搬式ガスサンブラ	4台	機能確認	1回/年		協力会社口棟 モニタリングカー	測 定 器 ゲルマニウム波高分析装置	1台	機能確認	1回/年		ホットカント室	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サン プ ラ 可搬式ヨウ素サンブラ	2台	機能確認	1回/年		協力会社口棟 モニタリングカー	測 定 器 ゲルマニウム波高分析装置	1台	機能確認	1回/年		ホットカント室	その他資機材	個人用外部被ばく線量測定機器	個人被ばく線量測定器	230台	機能確認	1回/年		緊急時対策所 その他発電所敷地内	エリアモニタリング設備	エリアモニタ ・格納容器内高レンジエリアモニタ ・使用済燃料ピット区域エリアモニタ	16台	機能確認	定期事業者 検査毎 ^{※2}		1~4号機格納容器 1~4号機使用済燃料ピット	モニタリングカー	移動式トリアゲ設備 車両	1台 1台	機能確認	定期事業者 検査毎		モニタリングカー 道路運送車両法による 客車所敷地内駐車場	ヨウ素剤	ヨウ素剤	ヨウ素剤	2,500錠	外観点検	1回/年		健康管理室 緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 その他発電所敷地内	医薬	医薬	1台	外観点検	1回/年		健康管理室	除染用具	除染キット	1式	外観点検	1回/年		緊急時対策所	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	緊急患者輸送車	1台	機能確認	道路運送車両法による		客車所敷地内駐車場	既外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	屋外消火栓 動力消防ポンプ設備	1式 1台	機能確認	消防法による 機能確認		屋外 特高開閉所エリア	<p>原子力防災体制の充実（以下、同じ。）</p> <p>防災資機材の充実</p> <p>適用時期の明確化</p>
分 類	原子力防災資機材見込届出書の名称	発電所該当名称	数 量	点検内容 ^{※1}	点検頻度	点検年度	保管場所																																																																																																																																																																																															
放射線障害防護用具	汚染防護服	汚染防護服	410組	外観点検	1回/年		緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー その他発電所敷地内																																																																																																																																																																																															
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	自給式呼吸器	92個	機能確認	1回/年		第二事務所5階会議室 B中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー その他発電所敷地内																																																																																																																																																																																															
	フィルター付防護マスク	ガス・ダスト両用マスク	410個	機能確認	1回/年		緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー その他発電所敷地内																																																																																																																																																																																															
非常用通信機器	緊急時電話回線	NTT電話回線	1回線	機能確認	1回/年		緊急時対策所																																																																																																																																																																																															
	ファクシミリ	ファクシミリ装置	1台	機能確認	2回/年		緊急時対策所																																																																																																																																																																																															
	携帯電話等	携帯電話	7台	-	-		-																																																																																																																																																																																															
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒モニタ ・粉納容器排気筒モニタ ・補助燃焼排気筒モニタ	1台/コント 1台/コント	機能確認	定期事業者 検査毎		1,2号機補助燃焼 3,4号機補助燃焼																																																																																																																																																																																															
		排水モニタ ・放水口モニタ	1台/コント	機能確認	定期事業者 検査毎		1,2号機放水口 3,4号機放水口																																																																																																																																																																																															
	ガンマ線測定用サーベイメータ	高線量当量率サーベイメータ	2台	機能確認	1回/年		A中央制御室 B中央制御室																																																																																																																																																																																															
		電離箱サーベイメータ	1台	機能確認	1回/年		モニタリングカー																																																																																																																																																																																															
	中性子線測定用サーベイメータ	NaIシンチレーションサーベイメータ	1台	機能確認	1回/年		モニタリングカー																																																																																																																																																																																															
		中性子線サーベイメータ	2台	機能確認	1回/年		A中央制御室 B中央制御室																																																																																																																																																																																															
	空間放射線算線量計	蛍光ガラス線量計 (RPLD) または 電子積算線量計	4個	機能確認	1回/年		ホールボロダイオード室																																																																																																																																																																																															
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	α線汚染サーベイメータ	1台	機能確認	1回/年		第二事務所5階会議室																																																																																																																																																																																															
		β線汚染サーベイメータ	1台	機能確認	1回/年		緊急時対策所																																																																																																																																																																																															
	可搬式ガス測定関連機器	サン プ ラ 可搬式ガスサンブラ	4台	機能確認	1回/年		協力会社口棟 モニタリングカー																																																																																																																																																																																															
		測 定 器 ゲルマニウム波高分析装置	1台	機能確認	1回/年		ホットカント室																																																																																																																																																																																															
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サン プ ラ 可搬式ヨウ素サンブラ	2台	機能確認	1回/年		協力会社口棟 モニタリングカー																																																																																																																																																																																															
		測 定 器 ゲルマニウム波高分析装置	1台	機能確認	1回/年		ホットカント室																																																																																																																																																																																															
	その他資機材	個人用外部被ばく線量測定機器	個人被ばく線量測定器	230台	機能確認	1回/年		緊急時対策所 その他発電所敷地内																																																																																																																																																																																														
		エリアモニタリング設備	エリアモニタ ・格納容器内高レンジエリアモニタ ・使用済燃料ピット区域エリアモニタ	16台	機能確認	定期事業者 検査毎 ^{※2}		1~4号機格納容器 1~4号機使用済燃料ピット																																																																																																																																																																																														
モニタリングカー			移動式トリアゲ設備 車両	1台 1台	機能確認	定期事業者 検査毎		モニタリングカー 道路運送車両法による 客車所敷地内駐車場																																																																																																																																																																																														
ヨウ素剤	ヨウ素剤	ヨウ素剤	2,500錠	外観点検	1回/年		健康管理室 緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 その他発電所敷地内																																																																																																																																																																																															
	医薬	医薬	1台	外観点検	1回/年		健康管理室																																																																																																																																																																																															
	除染用具	除染キット	1式	外観点検	1回/年		緊急時対策所																																																																																																																																																																																															
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	緊急患者輸送車	1台	機能確認	道路運送車両法による		客車所敷地内駐車場																																																																																																																																																																																															
	既外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	屋外消火栓 動力消防ポンプ設備	1式 1台	機能確認	消防法による 機能確認		屋外 特高開閉所エリア																																																																																																																																																																																															

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行					修 正 案					理 由	
別表2-3-5 原子力防災関連資機材					別表2-3-5 原子力防災関連資機材						
放射線障害 防護用器具	ガスマスク	40 個	機能確認	1回/年	第二事務所5階会議室 A中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー	放射線障害 防護用器具	ガスマスク	40 個	機能確認	1回/年	第二事務所5階会議室 A中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー
	自給式呼吸器	10 個	機能確認	1回/年	第二事務所5階会議室 A中央制御室 B中央制御室		自給式呼吸器	10 個	機能確認	1回/年	第二事務所5階会議室 A中央制御室 B中央制御室
	高線量対応防護服	10 着	外観点検	1回/年	緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室		高線量対応防護服	10 着	外観点検	1回/年	緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室
非常用通信 機器	社内ホットライン	1回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所	非常用通信 機器	社内ホットライン	1回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所
	N T T電話回線	16回線	機能確認	1回/年	発電所敷地内		N T T電話回線	16回線	機能確認	1回/年	発電所敷地内
	社内電話（原子力事業本部間 /各発電所間）	8/8回線	機能確認	1回/年	発電所敷地内		社内電話（原子力事業本部間 /各発電所間）	8/8回線	機能確認	1回/年	発電所敷地内
	衛星回線社内電話	1回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所		衛星回線社内電話	1回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所
	無線装置	7 台	機能確認	2回/年	緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 第二事務所5階会議室 モニタリングカー		無線装置	7 台	機能確認	2回/年	緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 第二事務所5階会議室 モニタリングカー
	衛星電話	10 台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 その他発電所敷地内		衛星電話	10 台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 その他発電所敷地内
	衛星携帯電話	5 台	機能確認	1回/年	緊急時対策所		衛星携帯電話	5 台	機能確認	1回/年	緊急時対策所
統合原子力 防災ネット ワークに接 続する通信 機器（衛星系 /地上系）	緊急時衛星通報システム（フ ァクシミリ）	1 台	機能確認	2回/年	緊急時対策所	緊急時衛星通報システム（フ ァクシミリ）	1 台	機能確認	2回/年	緊急時対策所	
	テレビ会議システム	2 台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟	テレビ会議システム	2 台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟	
	ファクシミリ	5 台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟	ファクシミリ	5 台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟	
	電話	9 台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟	電話	9 台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟	
計測器等	安全パラメータ伝送システム ※2	1 式	機能確認	1回/年	3号機計算機室	安全パラメータ伝送システム ※2	1 式	機能確認	1回/年	3号機計算機室	
	No. 4モニタポスト（神野 浦）	1 台	機能確認	1回/年	別図 2-3-13 のとおり	No. 4モニタポスト（神野 浦）	1 台	機能確認	1回/年	別図 2-3-13 のとおり	
	可搬型モニタリングポスト	1 台	機能確認	1回/年	協力会社D棟	可搬型モニタリングポスト	1 台	機能確認	1回/年	協力会社D棟	
その他資機 材	ホールボディカウンタ	1 台	機能確認	1回/年	ホールボディ カウンタ室	ホールボディカウンタ	1 台	機能確認	1回/年	ホールボディ カウンタ室	
	緊急時車両（ライトバン）	1 台	機能確認	道路運送車 両法による	青海駐車場	緊急時車両（ライトバン）	1 台	機能確認	道路運送車 両法による	青海駐車場	
	非常食用糧	4,700食	数量確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟 その他発電所敷地内	非常食用糧	4,700食	数量確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟 その他発電所敷地内	
サーマルカメラ	2 台	機能確認	1回/年	緊急時対策所	サーマルカメラ	2 台	機能確認	1回/年	緊急時対策所		

変更なし

※1：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。
 ※2：E R S Sへの伝送項目は、別表2-5-16のとおり。

※1：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。
 ※2：E R S Sへの伝送項目は、別表2-5-16のとおり。

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案					理 由																																																																																																																
<p>新規作成</p>	別表 2-3-5 原子力防災関連資機材 ^{※3}					<p>原子力防災体制の充実（以下、同じ。）</p>																																																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>名 称</th> <th>数 量</th> <th>点検内容^{※1}</th> <th>点検頻度</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線障害防護用器具</td> <td>ダストマスク</td> <td style="text-decoration: underline;">41</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td>第二事務所5階会議室 A中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー</td> </tr> <tr> <td>自給式呼吸器</td> <td>10</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td>第二事務所5階会議室 A中央制御室 B中央制御室</td> </tr> <tr> <td>高線量対応防護服</td> <td>10</td> <td>外観点検</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">非常用通信機器</td> <td>社内ホットライン</td> <td>1</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>NTT電話回線</td> <td>16</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td>発電所敷地内</td> </tr> <tr> <td>社内電話（原子力事業本部間／各発電所間）</td> <td>8/8</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td>発電所敷地内</td> </tr> <tr> <td>衛星回線社内電話</td> <td>1</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>無線装置</td> <td>7</td> <td>機能確認</td> <td>2回/年</td> <td>緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 第二事務所5階会議室 モニタリングカー</td> </tr> <tr> <td>衛星電話</td> <td style="text-decoration: underline;">12</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 その他発電所敷地内</td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話</td> <td>5</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通報システム（ファクシミリ）</td> <td>1</td> <td>機能確認</td> <td>2回/年</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">統合原子力防災ネットワークに接続する通信機器（衛星系／地上系）</td> <td>テレビ会議システム</td> <td>2</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所 免震事務棟</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td>5</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所 免震事務棟</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>9</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所 免震事務棟</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ伝送システム^{※2}</td> <td>1</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td>3号機計算機室</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">計測器等</td> <td>No.4モニタポスト（神野浦）</td> <td>1</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td>別図 2-3-13 のとおり</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>1</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td>協力会社D棟</td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td>ホールボディカウンタ室</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他資機材</td> <td>緊急時車両（ライトバン）</td> <td>1</td> <td>機能確認</td> <td>道路運送車両法による</td> <td>音海駐車場</td> </tr> <tr> <td>非常食用食糧</td> <td style="text-decoration: underline;">4,800</td> <td>数量確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所 免震事務棟 その他発電所敷地内</td> </tr> <tr> <td>サーマルカメラ</td> <td>2</td> <td>機能確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	名 称	数 量	点検内容 ^{※1}		点検頻度	保管場所	放射線障害防護用器具	ダストマスク	41	機能確認	1回/年	第二事務所5階会議室 A中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー	自給式呼吸器	10	機能確認	1回/年	第二事務所5階会議室 A中央制御室 B中央制御室	高線量対応防護服	10	外観点検	1回/年	緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室	非常用通信機器	社内ホットライン	1	機能確認	1回/年	緊急時対策所	NTT電話回線	16	機能確認	1回/年	発電所敷地内	社内電話（原子力事業本部間／各発電所間）	8/8	機能確認	1回/年	発電所敷地内	衛星回線社内電話	1	機能確認	1回/年	緊急時対策所	無線装置	7	機能確認	2回/年	緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 第二事務所5階会議室 モニタリングカー	衛星電話	12	機能確認	1回/年	緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 その他発電所敷地内	衛星携帯電話	5	機能確認	1回/年	緊急時対策所	緊急時衛星通報システム（ファクシミリ）	1	機能確認	2回/年	緊急時対策所	統合原子力防災ネットワークに接続する通信機器（衛星系／地上系）	テレビ会議システム	2	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟	ファクシミリ	5	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟	電話	9	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟	安全パラメータ伝送システム ^{※2}	1	機能確認	1回/年	3号機計算機室	計測器等	No.4モニタポスト（神野浦）	1	機能確認	1回/年	別図 2-3-13 のとおり	可搬型モニタリングポスト	1	機能確認	1回/年	協力会社D棟	ホールボディカウンタ	1	機能確認	1回/年	ホールボディカウンタ室	その他資機材	緊急時車両（ライトバン）	1	機能確認	道路運送車両法による	音海駐車場	非常食用食糧	4,800	数量確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟 その他発電所敷地内	サーマルカメラ	2	機能確認	1回/年	緊急時対策所
	分 類	名 称	数 量	点検内容 ^{※1}	点検頻度		保管場所																																																																																																															
	放射線障害防護用器具	ダストマスク	41	機能確認	1回/年		第二事務所5階会議室 A中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー																																																																																																															
		自給式呼吸器	10	機能確認	1回/年		第二事務所5階会議室 A中央制御室 B中央制御室																																																																																																															
		高線量対応防護服	10	外観点検	1回/年		緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室																																																																																																															
	非常用通信機器	社内ホットライン	1	機能確認	1回/年		緊急時対策所																																																																																																															
		NTT電話回線	16	機能確認	1回/年		発電所敷地内																																																																																																															
		社内電話（原子力事業本部間／各発電所間）	8/8	機能確認	1回/年		発電所敷地内																																																																																																															
		衛星回線社内電話	1	機能確認	1回/年		緊急時対策所																																																																																																															
		無線装置	7	機能確認	2回/年		緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 第二事務所5階会議室 モニタリングカー																																																																																																															
		衛星電話	12	機能確認	1回/年		緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 その他発電所敷地内																																																																																																															
		衛星携帯電話	5	機能確認	1回/年		緊急時対策所																																																																																																															
		緊急時衛星通報システム（ファクシミリ）	1	機能確認	2回/年		緊急時対策所																																																																																																															
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信機器（衛星系／地上系）	テレビ会議システム	2	機能確認	1回/年		緊急時対策所 免震事務棟																																																																																																															
		ファクシミリ	5	機能確認	1回/年		緊急時対策所 免震事務棟																																																																																																															
		電話	9	機能確認	1回/年		緊急時対策所 免震事務棟																																																																																																															
		安全パラメータ伝送システム ^{※2}	1	機能確認	1回/年		3号機計算機室																																																																																																															
	計測器等	No.4モニタポスト（神野浦）	1	機能確認	1回/年		別図 2-3-13 のとおり																																																																																																															
		可搬型モニタリングポスト	1	機能確認	1回/年		協力会社D棟																																																																																																															
ホールボディカウンタ		1	機能確認	1回/年	ホールボディカウンタ室																																																																																																																	
その他資機材	緊急時車両（ライトバン）	1	機能確認	道路運送車両法による	音海駐車場																																																																																																																	
	非常食用食糧	4,800	数量確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟 その他発電所敷地内																																																																																																																	
	サーマルカメラ	2	機能確認	1回/年	緊急時対策所																																																																																																																	
<p>※1：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。 ※2：ERSへの伝送項目は、別表2-5-16のとおり。 ※3：本表は1、2号機の特定重大事故等対処設備における工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力施設に係る使用前検査終了日から適用する。</p>					<p>適用時期の明確化</p>																																																																																																																	

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

別表3-1-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (16/39)

現 行		修 正 案		理 由
区分	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象 <非常用交流高圧母線の30分間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。	1.3.4号機	2号機*	変更なし
冷やす	【原災法災害対策指針の緊急事態区分を判断する基礎】 タービン駆動補助水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は有損されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替発電設備を含む。)が30分間以上稼働され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。 【補足】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき なお、空冷式非常用発電装置については、1基で1つの常設代替発電設備とみなす。 (1) すべての所内非常用高圧母線が、非常用ディーゼル発電機(タービン駆動補助水ポンプ等の交流電源を必要としない設備)からの電力供給を停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 また、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替発電設備を含む。)が1時間以内稼働され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。 <補足> 1、2号機の【特重発電機】については、特重施設工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。	○	○	
G.E.25	<非常用交流高圧母線の1時間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	1.3.4号機	2号機*	変更なし
冷やす	【原災法災害対策指針の緊急事態区分を判断する基礎】 タービン駆動補助水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は有損されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替発電設備を含む。)が30分間以上稼働され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。 【補足】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき なお、空冷式非常用発電装置については、1基で1つの常設代替発電設備とみなす。 (1) すべての所内非常用高圧母線が、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置および【特重発電機】のいずれの電源からも受電ができていない状態が30分間以上継続したとき。 <補足> 1、2号機の【特重発電機】については、特重施設工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。	○	○	


高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行		修 正 案		理 由
別表3-1-1-2-2 原災法に基づき通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (17/39)	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	別表3-1-1-2-2 原災法に基づき通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (17/39)	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	記載の適正化
区分	事象番号	区分	事象番号	
A.L	—	A.L	—	
SE 27	<p><直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が1つとなった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1つとなる状態が5分間以上継続すること。</p>	SE 27	<p><直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が1つとなった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1つとなる状態が5分間以上継続すること。</p>	
GE 27	<p><全直流電源の5分間以上喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p>	GE 27	<p><全直流電源の5分間以上喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p>	
1.3.4号機	—	1.3.4号機	—	
2号機*	—	2号機*	—	
<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止することから、施設敷地緊急事態の判断基準とす。」「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、使用可能な非常用直流母線が1つとなった場合、当該直流母線への供給源が蓄電池(安全防護系用)、蓄電池(3系統目)、充電器(後備充電器)のいずれか1つとなり、また中(機)断絶装置などを含まない蓄電池設備が5分間以上継続したとき、その状態が5分間以上継続したとき、 ただし、計画的な点検により、非常用直流母線が1つとなっている場合は除く。</p> <p>1. 2号機の蓄電池(3系統目)については、蓄電池(3系統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力発電に係る使用計画確認完了日以降に適用する。</p>		<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1つとなる状態が5分間以上継続することから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。」「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をい。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、使用可能な非常用直流母線が1つとなった場合、当該直流母線への供給源が蓄電池(安全防護系用)、蓄電池(3系統目)、充電器(後備充電器)のいずれか1つとなり、また中(機)断絶装置などを含まない蓄電池設備が5分間以上継続したとき、その状態が5分間以上継続したとき、 ただし、計画的な点検により、非常用直流母線が1つとなっている場合は除く。</p> <p>1. 2号機の蓄電池(3系統目)については、蓄電池(3系統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力発電に係る使用計画確認完了日以降に適用する。</p>		
<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子力発電所内の非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1つとなる状態が5分間以上継続することから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。」「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をい。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、使用可能な非常用直流母線が1つとなった場合、当該直流母線への供給源が蓄電池(安全防護系用)、蓄電池(3系統目)、充電器(後備充電器)のいずれか1つとなり、また中(機)断絶装置などを含まない蓄電池設備が5分間以上継続したとき、その状態が5分間以上継続したとき、 ただし、計画的な点検により、非常用直流母線が1つとなっている場合は除く。</p> <p>1. 2号機の蓄電池(3系統目)については、蓄電池(3系統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力発電に係る使用計画確認完了日以降に適用する。</p>		<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子力発電所内の非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1つとなる状態が5分間以上継続することから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。」「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をい。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、使用可能な非常用直流母線が1つとなった場合、当該直流母線への供給源が蓄電池(安全防護系用)、蓄電池(3系統目)、充電器(後備充電器)のいずれか1つとなり、また中(機)断絶装置などを含まない蓄電池設備が5分間以上継続したとき、その状態が5分間以上継続したとき、 ただし、計画的な点検により、非常用直流母線が1つとなっている場合は除く。</p> <p>1. 2号機の蓄電池(3系統目)については、蓄電池(3系統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力発電に係る使用計画確認完了日以降に適用する。</p>		

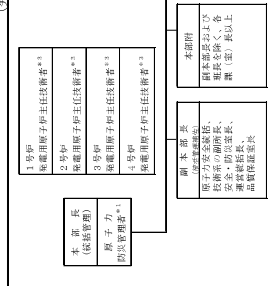
高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行		修 正 案		理 由
別表3-1-2 原災法に基づき通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (29/39)				
区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	1,3,4号機 2号機*
AL	—	—	—	—
SE	43	<p><原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>【解説】</p> <p>(1) 運転モード1、2、3および4において適用する。 (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器内高レンジエアモニタで$1 \times 10^{-5} \text{ mSv/h}$未満である場合をいう。 (3) 「原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用」とは、「特重フィルタベンチ」の実施をいう</p> <p><補足> 1、2号機の「特重フィルタベンチ」については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p>	<p><原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>【解説】</p> <p>(1) 運転モード1、2、3および4において適用する。 (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、原子炉格納容器の破損及び炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設内で緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】</p> <p>(1) 運転モード1、2、3および4において適用する。 (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器内高レンジエアモニタで$1 \times 10^{-5} \text{ mSv/h}$未満である場合をいう。 (3) 「原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用」とは、「特重フィルタベンチ」の実施をいう</p> <p><補足> 1、2号機の「特重フィルタベンチ」については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p>	—
GE	—	—	—	—
別表3-1-2 原災法に基づき通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (29/39)				
区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	1,3,4号機 2号機*
AL	—	—	—	—
SE	43	<p><原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>【解説】</p> <p>(1) 運転モード1、2、3および4において適用する。 (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器内高レンジエアモニタで$1 \times 10^{-5} \text{ mSv/h}$未満である場合をいう。 (3) 「原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用」とは、「特重フィルタベンチ」の実施をいう</p> <p><補足> 1、2号機の「特重フィルタベンチ」については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p>	<p><原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>【解説】</p> <p>(1) 運転モード1、2、3および4において適用する。 (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器内高レンジエアモニタで$1 \times 10^{-5} \text{ mSv/h}$未満である場合をいう。 (3) 「原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用」とは、「特重フィルタベンチ」の実施をいう</p> <p><補足> 1、2号機の「特重フィルタベンチ」については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p>	—
GE	—	—	—	—
理由				
変更なし				

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由																											
<p style="text-align: center;">新規作成</p>	<p style="text-align: center;">別図2-1-1 発電所原子力防災組織^{※5} (発電所警戒本部および発電所原子力緊急時対策本部の組織)</p>  <table border="1" data-bbox="1075 319 1814 1197"> <thead> <tr> <th>部 門</th> <th>職 名</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>1. 警戒本部の発令、通報、指令の伝達 2. 連絡、通信手段の確保 3. 原子力防災監視装置 4. 緊急時活動開始後の連絡、報告 5. 緊急時活動開始後の連絡、報告 6. 緊急時活動開始後の連絡、報告 7. 他が属さない業務事項</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>広報課</td> <td>1. 外部関係対応 2. 原子力防災関係情報 3. 広報活動 4. 原子力防災本部との連携</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>調停課</td> <td>1. 社内緊急本部との情報伝達、伝達、伝達 2. 社内緊急本部との情報伝達、伝達、伝達 3. 社内緊急本部との情報伝達、伝達、伝達 4. 社内緊急本部との情報伝達、伝達、伝達 5. 社内緊急本部との情報伝達、伝達、伝達 6. 他が属さない業務事項</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>安全対策課</td> <td>1. 緊急時活動の調整、調整 2. 緊急時活動の調整、調整 3. 緊急時活動の調整、調整 4. 緊急時活動の調整、調整 5. 緊急時活動の調整、調整 6. 他が属さない業務事項</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>放射線管理課</td> <td>1. 緊急時活動の調整、調整 2. 緊急時活動の調整、調整 3. 緊急時活動の調整、調整 4. 緊急時活動の調整、調整 5. 緊急時活動の調整、調整 6. 他が属さない業務事項</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>環境課</td> <td>1. 緊急時活動の調整、調整 2. 緊急時活動の調整、調整 3. 緊急時活動の調整、調整 4. 緊急時活動の調整、調整 5. 緊急時活動の調整、調整 6. 他が属さない業務事項</td> <td>37^{※4}</td> </tr> <tr> <td>庶務課</td> <td>1. 緊急時活動の調整、調整 2. 緊急時活動の調整、調整 3. 緊急時活動の調整、調整 4. 緊急時活動の調整、調整 5. 緊急時活動の調整、調整 6. 他が属さない業務事項</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>警備課</td> <td>1. 非常時の警備への対応</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子力防災緊急時本部は、海陸空機で同時に発生する緊急事態に備え、迅速な対応を行う。副部長は日本原研から派遣し、当該本部の指揮官を兼ねる必要がある場合は、以下の対応を行う。 ※2：警備課は、緊急時活動開始後に発生する非常事態に備え、迅速な対応を行う。 ※3：環境課は、緊急時活動開始後に発生する非常事態に備え、迅速な対応を行う。 ※4：別添表のとおり、活動を行う要員を含む。 ※5：別添表のとおり、組織変更による変更は、別添表のとおり行う。</p>	部 門	職 名	人数	総務課	1. 警戒本部の発令、通報、指令の伝達 2. 連絡、通信手段の確保 3. 原子力防災監視装置 4. 緊急時活動開始後の連絡、報告 5. 緊急時活動開始後の連絡、報告 6. 緊急時活動開始後の連絡、報告 7. 他が属さない業務事項	12	広報課	1. 外部関係対応 2. 原子力防災関係情報 3. 広報活動 4. 原子力防災本部との連携	5	調停課	1. 社内緊急本部との情報伝達、伝達、伝達 2. 社内緊急本部との情報伝達、伝達、伝達 3. 社内緊急本部との情報伝達、伝達、伝達 4. 社内緊急本部との情報伝達、伝達、伝達 5. 社内緊急本部との情報伝達、伝達、伝達 6. 他が属さない業務事項	8	安全対策課	1. 緊急時活動の調整、調整 2. 緊急時活動の調整、調整 3. 緊急時活動の調整、調整 4. 緊急時活動の調整、調整 5. 緊急時活動の調整、調整 6. 他が属さない業務事項	10	放射線管理課	1. 緊急時活動の調整、調整 2. 緊急時活動の調整、調整 3. 緊急時活動の調整、調整 4. 緊急時活動の調整、調整 5. 緊急時活動の調整、調整 6. 他が属さない業務事項	12	環境課	1. 緊急時活動の調整、調整 2. 緊急時活動の調整、調整 3. 緊急時活動の調整、調整 4. 緊急時活動の調整、調整 5. 緊急時活動の調整、調整 6. 他が属さない業務事項	37 ^{※4}	庶務課	1. 緊急時活動の調整、調整 2. 緊急時活動の調整、調整 3. 緊急時活動の調整、調整 4. 緊急時活動の調整、調整 5. 緊急時活動の調整、調整 6. 他が属さない業務事項	71	警備課	1. 非常時の警備への対応	1	<p>記載の適正化（誤記修正）</p> <p>社内組織改正に伴う変更</p> <p>記載の適正化（原子力災害対策指針との整合）</p> <p>適用時期の明確化</p>
部 門	職 名	人数																											
総務課	1. 警戒本部の発令、通報、指令の伝達 2. 連絡、通信手段の確保 3. 原子力防災監視装置 4. 緊急時活動開始後の連絡、報告 5. 緊急時活動開始後の連絡、報告 6. 緊急時活動開始後の連絡、報告 7. 他が属さない業務事項	12																											
広報課	1. 外部関係対応 2. 原子力防災関係情報 3. 広報活動 4. 原子力防災本部との連携	5																											
調停課	1. 社内緊急本部との情報伝達、伝達、伝達 2. 社内緊急本部との情報伝達、伝達、伝達 3. 社内緊急本部との情報伝達、伝達、伝達 4. 社内緊急本部との情報伝達、伝達、伝達 5. 社内緊急本部との情報伝達、伝達、伝達 6. 他が属さない業務事項	8																											
安全対策課	1. 緊急時活動の調整、調整 2. 緊急時活動の調整、調整 3. 緊急時活動の調整、調整 4. 緊急時活動の調整、調整 5. 緊急時活動の調整、調整 6. 他が属さない業務事項	10																											
放射線管理課	1. 緊急時活動の調整、調整 2. 緊急時活動の調整、調整 3. 緊急時活動の調整、調整 4. 緊急時活動の調整、調整 5. 緊急時活動の調整、調整 6. 他が属さない業務事項	12																											
環境課	1. 緊急時活動の調整、調整 2. 緊急時活動の調整、調整 3. 緊急時活動の調整、調整 4. 緊急時活動の調整、調整 5. 緊急時活動の調整、調整 6. 他が属さない業務事項	37 ^{※4}																											
庶務課	1. 緊急時活動の調整、調整 2. 緊急時活動の調整、調整 3. 緊急時活動の調整、調整 4. 緊急時活動の調整、調整 5. 緊急時活動の調整、調整 6. 他が属さない業務事項	71																											
警備課	1. 非常時の警備への対応	1																											

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由																													
<p style="text-align: center;">新規作成</p>	<p style="text-align: center;">別図2-1-1 発電所原子力防災組織 (緊急時警戒本部および発生原因原子力緊急時対策本部の組織)</p>  <table border="1" data-bbox="1075 271 1836 909"> <thead> <tr> <th>部 門</th> <th>職 名</th> <th>原 子 力 防 災 職 責</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">防 災 課</td> <td>課 長</td> <td>1. 警報本部の発生、進展、収束の伝達 2. 避難指示の伝達 3. 避難指示の伝達 4. 原子力緊急時対策本部の発生、進展、収束の伝達 5. 緊急時発生原因の調査、報告、記録 6. 緊急時発生原因の調査、報告、記録 7. 他との連携と関係機関との連携</td> </tr> <tr> <td>広 報 班</td> <td>1. 発生時の状況 2. 緊急時の連絡調整 3. 広報活動</td> </tr> <tr> <td>計 画 班</td> <td>1. 社内警報本部との情報伝達、伝達 2. 社内警報本部との情報伝達、伝達、記録 3. 国・地方自治体等関係者との連絡調整 4. 発生時の発生原因の調査、報告、記録 5. 発生時の発生原因の調査、報告、記録 6. 他との連携と関係機関との連携</td> </tr> <tr> <td>保 全 課 班</td> <td>1. 発生時の状況 2. 緊急時の連絡調整 3. 防護機能の運用</td> </tr> <tr> <td>保 全 課 監 理 班</td> <td>1. 警報所内外の放射線、放射能の測定、取次 2. 放射線計測器の点検、点検 3. 放射線計測器の点検、点検 4. 放射線計測器の点検、点検 5. 放射線計測器の点検、点検</td> </tr> <tr> <td>原 子 力 防 災 セ ン タ ー</td> <td>1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理</td> </tr> <tr> <td>原 子 力 防 災 課 長 補 佐</td> <td>1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">保 全 課</td> <td>課 長</td> <td>1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理</td> </tr> <tr> <td>副 課 長</td> <td>1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理</td> </tr> <tr> <td>保 全 課 班 長</td> <td>1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理</td> </tr> <tr> <td>保 全 課 班 員</td> <td>1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理</td> </tr> <tr> <td>保 全 課 班 員</td> <td>1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理</td> </tr> </tbody> </table>	部 門	職 名	原 子 力 防 災 職 責	防 災 課	課 長	1. 警報本部の発生、進展、収束の伝達 2. 避難指示の伝達 3. 避難指示の伝達 4. 原子力緊急時対策本部の発生、進展、収束の伝達 5. 緊急時発生原因の調査、報告、記録 6. 緊急時発生原因の調査、報告、記録 7. 他との連携と関係機関との連携	広 報 班	1. 発生時の状況 2. 緊急時の連絡調整 3. 広報活動	計 画 班	1. 社内警報本部との情報伝達、伝達 2. 社内警報本部との情報伝達、伝達、記録 3. 国・地方自治体等関係者との連絡調整 4. 発生時の発生原因の調査、報告、記録 5. 発生時の発生原因の調査、報告、記録 6. 他との連携と関係機関との連携	保 全 課 班	1. 発生時の状況 2. 緊急時の連絡調整 3. 防護機能の運用	保 全 課 監 理 班	1. 警報所内外の放射線、放射能の測定、取次 2. 放射線計測器の点検、点検 3. 放射線計測器の点検、点検 4. 放射線計測器の点検、点検 5. 放射線計測器の点検、点検	原 子 力 防 災 セ ン タ ー	1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理	原 子 力 防 災 課 長 補 佐	1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理	保 全 課	課 長	1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理	副 課 長	1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理	保 全 課 班 長	1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理	保 全 課 班 員	1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理	保 全 課 班 員	1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理	<p>記載の適正化（誤記修正） 要員追加による防災体制の充実</p> <p>社内組織改正に伴う変更</p> <p>記載の適正化（原子力災害対策指針との整合）</p> <p>適用時期の明確化</p>
部 門	職 名	原 子 力 防 災 職 責																													
防 災 課	課 長	1. 警報本部の発生、進展、収束の伝達 2. 避難指示の伝達 3. 避難指示の伝達 4. 原子力緊急時対策本部の発生、進展、収束の伝達 5. 緊急時発生原因の調査、報告、記録 6. 緊急時発生原因の調査、報告、記録 7. 他との連携と関係機関との連携																													
	広 報 班	1. 発生時の状況 2. 緊急時の連絡調整 3. 広報活動																													
	計 画 班	1. 社内警報本部との情報伝達、伝達 2. 社内警報本部との情報伝達、伝達、記録 3. 国・地方自治体等関係者との連絡調整 4. 発生時の発生原因の調査、報告、記録 5. 発生時の発生原因の調査、報告、記録 6. 他との連携と関係機関との連携																													
	保 全 課 班	1. 発生時の状況 2. 緊急時の連絡調整 3. 防護機能の運用																													
	保 全 課 監 理 班	1. 警報所内外の放射線、放射能の測定、取次 2. 放射線計測器の点検、点検 3. 放射線計測器の点検、点検 4. 放射線計測器の点検、点検 5. 放射線計測器の点検、点検																													
	原 子 力 防 災 セ ン タ ー	1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理																													
	原 子 力 防 災 課 長 補 佐	1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理																													
保 全 課	課 長	1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理																													
	副 課 長	1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理																													
	保 全 課 班 長	1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理																													
	保 全 課 班 員	1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理																													
	保 全 課 班 員	1. 事故状況の把握、整理 2. 事故状況の把握、整理 3. 事故状況の把握、整理 4. 事故状況の把握、整理 5. 事故状況の把握、整理																													